

太子町まちなか広場整備事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域住民が有効利用できるまちなかの広場を確保するために、地域の自治会（地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2に規定する地縁による団体その他これに類する団体をいう。以下「自治会」という。）が計画を立てて実施する当該自治会の区域内の空き家等の跡地において、土地の整備等（以下「整備事業」という。）に要する費用の一部を町が補助することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象の整備事業)

第2条 補助の対象は、自治会が実施する次の各号に掲げる整備事業とする。

- (1) 災害ゴミの一時集積場、延焼防止の空き地等防災対策を目的とする使用に供するための整備事業
- (2) ゲートボール場、児童の遊び場等の高齢者、児童等のための広場の使用に供するための整備事業
- (3) 前2号に掲げるもののほか、地域住民が有効利用できる広場の使用に供するための整備事業

2 整備事業に係る土地は、整備事業完了後10年以上は、前項各号に掲げる目的のために使用しなければならない。

(補助対象の経費)

第3条 補助の対象とする整備事業に要する経費は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 除草、樹木の伐採、運搬処分及び不陸整正に要する経費
- (2) 広場の使用に供する敷地に係るフェンス、遊具等の設置に関する費用

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、前条の規定による補助対象となる経費に、2分の1を乗じて得た金額又は、200,000円のうち、いずれか低い金額とし、1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(補助の申請)

第5条 整備事業の補助金を受けようとする自治会（以下「申請者」という。）は、まちなか広場整備事業補助金交付申請書に、次の各号に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。ただし、当該各号に定める添付書類のうち、町長が不要と認めるものについては、これを省略させることができるものとする。

- (1) 事業実施の位置図
- (2) 工事費用見積書
- (3) 空き家等の敷地の土地所有者の同意書又は貸借契約書
- (4) 空き家等の敷地の土地に関する登記事項証明書

(5) 現況写真

(6) その他町長が必要と認める書類

2 前項第3号に規定する貸借契約書は、整備事業完了後10年以上の期間を定めて当該土地を補助対象となる目的による使用ができる旨が明記されていなければならない。

3 空き家等の建築物及び当該敷地の土地に私権の設定その他担保物権が設定されている場合は、当該所有者又は申請者によってこれらを抹消し、又はこれらについて抹消に相当する必要な措置を講じなければならない。

(補助の決定等)

第6条 町長は、前条に基づく申請を受理したときは、補助の可否を決定し、まちなか広場整備事業補助金交付(不交付)決定通知書(以下「決定通知書」という。)により申請者に通知するものとする。

(変更申請等)

第7条 申請者は、前条の決定通知書を受けた後、整備事業実施の内容に変更が生じる場合には、まちなか広場整備事業補助金交付変更申請書に第5条第1項各号に掲げる書類を添えて、速やかに町長に提出しなければならない。ただし、当該各号に定める添付書類のうち、町長が不要と認めるものについては、これを省略させることができるものとする。

2 町長は、前項の変更申請書を受理したときは、再度補助の可否を決定し、まちなか広場整備事業補助金交付変更承認(不承認)通知書(以下「変更承認通知書」という。)により申請者に通知するものとする。

(事業の着手)

第8条 申請者は、町長から第6条に規定する決定通知書による通知があるまで、整備事業に着手をしてはならない。

2 申請者が前条第1項の変更申請をした場合においては、町長から前条第2項の変更承認通知書による決定があるまでは、整備事業の変更部分の工事に着手してはならない。

(補助金の交付)

第9条 申請者は、整備事業完了後速やかに、まちなか広場整備事業完了届(以下「完了届」という。)に、次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。ただし、当該各号に定める添付書類のうち、町長が不要と認めるものについては、これを省略させることができるものとする。

(1) 完了写真

(2) 工事費用領収書(明細を明記したもの)

(3) その他町長が必要と認める書類

2 町長は、前項の完了届を受理したときは、その内容を調査及び検証し、適当と認めたときは補助金の額を確定し、まちなか広場整備事業補助金確定通知書(以下「確定通知書」という。)により申請者に通知するものとする。

3 前項の確定通知書を受けた申請者は、まちなか広場整備事業補助金請求書により町長に補助金を請求するものとする。

4 町長は、申請者からの請求に基づき補助金を交付するものとする。

(広場の管理)

第 10 条 補助金の交付を受けた自治会（以下「補助自治会」という。）は、補助対象目的を達成するために、広場の維持及び管理に努めなければならない。

2 広場の維持及び管理に要する費用は、補助自治会が負担するものとする。

(目的外の一時使用)

第 11 条 補助自治会は、完了届に記載した工事完了日（以下「工事完了日」という。）から 10 年を経過するまでに、整備事業に係る土地を補助金交付申請時と異なる目的で一時使用する場合は、まちなか広場整備事業目的外使用届（以下「目的外使用届」という。）を町長に提出し、審査を受けなければならない。

2 町長は、前項に基づく目的外使用届を受理したときは、その内容を審査し、その結果をまちなか広場整備事業目的外使用届の審査結果通知書（以下「審査結果通知書」という。）により補助自治会に通知するものとする。この場合において、補助金の返還が必要と認めたときは、補助自治会に対してまちなか広場整備事業補助金返還命令書（以下「返還命令書」という。）により補助金の返還を求めることができる。

3 町長は、補助自治会が整備事業に係る土地を補助金交付申請時と異なる目的で使用していると認めたときは、補助自治会に対して目的外使用届の提出を求めることができる。

(用途変更及び補助金の返還)

第 12 条 補助自治会は、工事完了日から 10 年の期間が経過するまでに、整備事業に係る土地を補助目的以外に変更する場合は、前条第 1 項の目的外使用届を町長に提出し、補助金の返還について指示を受けなければならない。

2 町長は、前項に基づく目的外使用届を受理したときは、その内容を審査し、審査結果通知書によりその結果を通知するとともに、返還命令書により補助金の返還を求めるものとする。

3 町長は、補助自治会から目的外使用届の提出がない場合であっても、整備事業に係る土地を補助目的以外に変更していると認めたときは、補助自治会に対して返還命令書により補助金の返還を求めることができる。

4 補助金の返還額は、交付済み補助金の額を 10 で除して得た額に整備事業に係る土地を補助目的で使用した年数を乗じて得た額を、交付済み補助金の額から減じて得た額とする。この場合において、整備事業に係る土地を補助目的で使用した期間に 1 年未満の端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。

(加算金及び延滞金)

第 13 条 町長から前 2 条の規定により補助金の返還を命じられた補助自治会は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）第 19 条の規定の例により計算した加算金及び延滞金を納期日までに町長に納付しなければならない。